

令和9年度 区立幼稚園預かり保育募集案内

1 預かり保育について

(1) 預かり保育とは

在園児を対象に、通常教育時間終了後に引き続き当該幼稚園で保育を行います。台東区立幼稚園では、就労等により保育の必要性がある園児を対象に全園で実施しています。

(2) 預かり保育実施内容

区立幼稚園全園で実施

実施日	時間	利用可能な形態	利用定員	預かり保育料(月額)
平日 (長期休業日等を含む) (※1)	9時～18時 (教育時間を除く) (※2)	定期登録利用 非定期登録利用 一時利用	30名/1日 (※3)	平日 520円 長期休業日等 1,400円 (※4) (※5)

(※1) 学校園閉鎖期間(8月中旬に5日程度)や年末年始等、預かり保育を実施しない日があります。

(※2) ご家庭の就労時間等により、9時より前に預けたい場合は園に個別にご相談ください。

(※3) 定期登録利用の登録者が優先的に預かり保育を利用できます。そのため、非定期登録利用及び一時利用が可能な最少人数は、利用定員から定期登録利用者の定員数21名(7名×3学年(3・4・5歳))を差し引いた人数(9名)となります。

(※4) 世帯の所得状況や多子順位によって減額または免除となる場合があります。

(※5) 昼食を持参する場合は、食事の費用に相当する額を減額した金額となります。

(3) 利用形態

利用形態		利用要件	概要
登録利用 (※6)	定期登録利用	保護者全員が週5日以上又は月20日以上就労し、預かり保育実施時間に保育を必要とすること。(※7)	利用するには事前に登録が必要です。実施園1園あたり1学年につき7名の登録定員があります。利用枠を確保していますので、登録者は希望する日に利用できます。
	非定期登録利用	保護者全員が以下のいずれかの保育を必要とする理由に該当し、預かり保育実施時間に保育を必要とすること(定期登録利用を除く)。 理由：就労、疾病障害等、妊娠出産、介護看護、就学、求職活動等、災害復旧	利用するには事前に登録が必要です。登録定員はありません。利用定員から定期登録利用者数を差し引いた人数が利用できます。希望者数が利用定員を超えた日は、抽選により利用できる方を決定します。
一時利用		保護者の学校行事参加や通院、保護者のリフレッシュ等により、預かり保育実施時間に一時的に保育を必要とすること。	事前の登録は不要です。利用定員に空きがある場合のみ利用できます。

(※6) 登録の有効期間は最大で登録した年度の3月末日までとなり、年度ごとに登録手続きを行う必要があります。また、定期・非定期登録利用の登録は、保護者の就労状況等が引き続き利用要件に該当する場合は、原則、翌年度も登録を継続できます。

(※7) 現在、育児休業中で令和9年度に職場復帰を予定している場合、令和9年4月30日までに職場復帰することが条件になります。

裏面に続く

2 募集の詳細

募集内容	全園で定期・非定期登録利用の登録者を募集します。一時利用の登録及び利用方法の詳細は、区立幼稚園の入園予定となった方に別途お知らせします。
申請資格	令和9年4月時点で定期・非定期登録利用の利用要件に該当すること。
きょうだい優先	申請する幼児のきょうだいが現3歳児、4歳児クラスに在園している場合は、優先申請できます。 (過去、預かり保育料の滞納がない世帯に限ります。)
募集人数	令和8年10月30日(金)に各幼稚園及び台東区公式ホームページに掲載します。
申請受付期間	電子申請：令和8年10月30日(金)～11月3日(火) 窓 口：令和8年11月4日(水)・5日(木) ※受付時間は入園申請と同一 ※電子申請は利用開始日もしくは最終日を除き終日申請が可能です。
提出書類	①. 区立幼稚園預かり保育定期・非定期登録利用 申請書 ②. 子育てのための施設等利用給付認定申請書(認定要件に該当する方のみ) ③. 保育の必要性を示す書類(勤務証明書等) ※③.の書類は、保護者全員分の提出が必要です。令和8年12月4日(金)までにご提出ください。 (保育を必要とする事由によって提出書類が異なります。台東区ホームページを必ず確認してください。) ※電子申請については、別紙「園児募集案内」参照
提出先	各幼稚園または学務課 ※提出書類の②と③については学務課から、保育課にも情報を共有します。
申請結果公表	・中間結果公表：11月4日(水) 正午頃 (11月3日終了時点の申請状況となります。) ・最終結果公表：11月6日(金) 正午頃 ※各幼稚園及び台東区公式ホームページに掲載します。
登録予定者の決定	入園内定者及び在園者の中からその園の預かり保育定期・非定期登録予定者を決定します。
抽選	定期登録申請が定員を超えた場合は区職員による公開抽選を行い、定期登録予定者を決定します。抽選は令和8年11月10日(火)に実施予定です。(園児募集の抽選状況により変更となる場合があります)。申請園の抽選実施が決定した場合、対象の方へ募集結果公表日(11月6日(金)16時)に、メールにて順次お知らせいたします。会場等、詳細の記載がありますので必ずご一読ください。

3 預かり保育に関する留意事項等

- (1) 新入園児のお子さまは慣らし(慣れ)保育があり、お子さまの状況により、おおむね1週間～1か月程度行います。慣らし(慣れ)保育期間中も預かり保育を利用できますが、お迎えに来ていただく時間を早めをお願いする場合があります。特に3歳児のお子さまは環境の変化に敏感ですので、幼稚園と相談しながら慣らし(慣れ)保育にご協力くださるようお願いいたします。
- (2) 預かり保育は、預かり保育事業運営委託会社による職員で実施します。
- (3) おやつや午睡のためのタオルケット等、ご家庭からお持ちいただくものがあります。
- (4) 非定期登録利用及び一時利用による利用は、利用定員を超える希望があった日は抽選により利用できる方を決定するため、希望どおりに預かり保育を利用できない場合があります。
- (5) 育児休業等により保護者の就労状況が預かり保育の要件に該当しなくなった場合は、定期登録または「就労」を理由とした非定期登録での利用をすることができません。
- (6) 預かり保育及び無償化の利用形態・要件等についての詳細は
右記二次元コードから区ホームページをご確認ください。

<無償化について>



<預かり保育について>



4 その他

- (1) 実際に預かり保育を利用するには、利用希望日を事前に申し出る手続きが必要になります。手続き方法の詳細は、別途案内いたします。
- (2) 保護者の就労等、保育を必要とする理由が一定の要件に該当し保育の必要性の認定を受けた場合に、預かり保育料が無償化の対象となります。(各園で実施する預かり保育以外の施設・事業は無償化の対象となりません。)